



令和 7 年 2 月 21 日
水管理・国土保全局 治水課
河川計画課

令和 7 年度 流域治水オフィシャルサポーターの募集を開始！ ～流域治水の促進に取り組む企業等を募集します～

激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策として、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、団体等（以下「企業等」という。）を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を「流域治水オフィシャルサポーター」として認定し、その取組を幅広く周知することで、流域治水に資する取組を推進しています。

今般、令和 7 年度「流域治水オフィシャルサポーター」の認定に向けた募集を開始します。

また、更なる流域治水の機運醸成のため、流域治水オフィシャルサポーターを対象として、ロゴマーク使用対象の緩和を実施します。

1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進することを条件とします。

- ・ 企業等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・ 流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・ 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・ 貯留施設の設置など治水対策に資する取組の実施
- ・ 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・ 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・ その他、流域治水に資する取組

2. 申請方法

本制度への参加を希望する企業等は、実施規約（別紙）を確認の上、申請様式に必要事項を記載しメールにてご提出ください。

提出先：hqt-ryuiki_chisui_supporter_r■gxb.mlit.go.jp（■を@に置き換えてください。）

3. 募集期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）～ 令和 7 年 3 月 14 日（金）

4. 認定方法

下記要件に該当すると認められた申請企業等をサポーターとして認定します。

- ・ 取組が流域治水の趣旨に沿っていること
- ・ 取組内容が具体的であり、実現性が認められること
- ・ 取組内容が特定の製品又はサービスの販売・宣伝を主目的としていないこと

5. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html> (国土交通省HP)

※申請様式は、上記URLからもダウンロードいただけます。

6. その他

- ・ 令和7年度から、認定期間が2年間となります。
- ・ 認定後、認定情報の一部（申請様式参照）をHPにて公表いたします。
- ・ 令和7年度認定からロゴマーク使用対象を緩和し、オフィシャルサポーターに限り、事前の確認を経て、流域治水の促進に寄与する販売物等においてロゴマークを一部使用可能とします。使用を希望される場合には、ロゴマークの使用規程細則に従い、必要事項を所定様式に記入の上、流域治水ロゴマーク事務局までご連絡ください。

(参考)

- ・ 流域治水ロゴマーク 使用規程細則

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_saisoku.pdf

- ・ 流域治水ロゴマーク_使用ガイドライン(令和7年2月21日一部改定)

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_guideline.pdf

<問合せ先>

(流域治水オフィシャルサポーターについて)

流域治水 関係省庁会議※ 流域治水オフィシャルサポーター事務局

水管理・国土保全局 治水課 工藤 (内線 35542)、大和田 (内線 35538)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

(流域治水ロゴマークについて)

流域治水ロゴマーク事務局

水管理・国土保全局 河川計画課 栗原 (内線 35382)、加藤 (内線 35393)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8443

※(水害の激甚化に対応するために「流域治水」の推進を目的とし設置された「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の略。行政機関相互の緊密な連携・協力と総合的な検討を行うために、関係16省庁で組織。)